各位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所の当社らに対する 2021年10月11日付け追加質問状(必要情報リスト)に対する当社の対応方針 及び同日付け株式会社東京機械製作所のホームページ開示についての当社の見解

当社らは、株式会社東京機械製作所(以下「東京機械製作所」といいます。)が、2021年10月11日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」(以下「本追加質問状(2)」といいます。)を当社ら宛てに送付したことを、東京機械製作所の同日付けホームページ開示「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」(以下「TKS 開示(10/11・追加質問状(2))」といいます。)により確認しました(なお、当社は、本日午後11時50分現在、本追加質問状(2)を受領しておりません。)。

以下では、本追加質問状に対する当社の対応方針についてお知らせいたします。また、東京機械製作所は、2021年10月11日付けホームページ開示「当社機関投資家株主との対話状況に関するお知らせ」(以下「TKS開示(10/11・対話状況)」といいます。)において、当社らの主張を曲解した見解等を表明しておりますので、この点に関する見解につきましても説明いたします。

なお、本開示において用いる略語等は、特に断らない限り、当社適時開示 (8/6)、当社適時開示 (8/17)、当社適時開示 (8/26)、当社適時開示 (8/31)、当社適時開示 (9/2)、当社開示 (9/8)、当社開示 (9/13)、2021 年 9 月 28 日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所の当社らに対する 2021 年 9 月 27 日付け追加質問状 (必要情報リスト) に対する当社の対応方針」(以下「当社開示 (9/28)」といいます。)、2021 年 10 月 1 日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所に対する「貴社の当社らに対する 2021 年 9 月 10 日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する質問状 (必要情報リスト)」に対する回答」の FAX 送信に関するお知らせ (2021 年 10 月 1 日送信)」(以下「当社開示 (10/1・回答書)」といいます。)、2021 年 10 月 1 日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所に対する「質問状」の FAX 送信に関するお知らせ (2021 年 10 月 1 日付け当社ホームページ開示 「株式会社東京機械製作所に対する「誓約書」の FAX 送信に関するお知らせ (2021 年 10 月 1 日送信)」(以下「当社開示 (10/1・誓約書)」といいます。)及び 2021 年 10 月 5 日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所に対す

る「貴社の当社らに対する 2021 年 9 月 27 日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」に対する回答」の郵送及びFAX 送信に関するお知らせ」(以下「当社開示 (10/5)」といいます。)における定義と同一の意味を有するものとします。

1. 本追加質問状(2)に対する当社の対応方針

当社らは、当社開示 (9/13) 及び当社開示 (9/28) によりお知らせいたしましたとおり、東京機械製作所が導入した本対応方針が、株主総会決議を経ていない当社らを標的とした有事導入型の買収防衛策にすぎないことから、速やかに株主総会を開催して株主意思を確認するように、東京機械製作所が TKS 適時開示 (8/30) により対抗措置の発動の決定を公表するより前から求めていたところであり、本株主意思確認総会に向けて、東京機械製作所の株主の皆様の御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。

現に、東京機械製作所から令和3年9月10日に受領した本質問状に対しては、当社開示 (10/1・質問状) でお知らせしましたとおり、同年10月1日に回答しており、東京機械製作所から令和3年9月28日に受領した本追加質問状に対しては、当社開示 (10/5) でお知らせしましたとおり、同年10月5日に回答しております。

本追加質問状(2)についても回答し、その内容を開示することを、東京機械製作所の株主の皆様に対してお約束いたしましす。なお、東京機械製作所は、TKS 開示(10/11・追加質問状(2))にて、10月12日中に回答することを求めておりますが、当社らは、本追加質問状(2)を本日午後11時50分現在、受領しておりませんので、東京機械製作所の上記要求は、非常識であると言わざるを得ません。当社らとしても、責任をもって回答をさせていただく必要があることから、回答までに合理的に必要なお時間は頂きたく、一方で、本株主意思確認総会の開催予定日が2021年10月22日(金)でございますので、遅くとも10月15日(金)までには回答・公表を行うことといたします。

2. TKS 開示(10/11・対話状況) に対する当社の見解

(1) 東京機械製作所の主張が当社らの開示内容を曲解するものであること

東京機械製作所は、TKS 開示(10/11・対話状況)において、「アジアインベストメントファンドらは、10月1日の深夜に、唐突に「誓約書」と称する書面を当社に対してファックスで送付し、それを公表した」と主張しています。当社らが東京機械製作所に対して、誓約書を送付したことは、当社開示(10/1・誓約書)でお知らせしたとおり事実です。

もっとも、当社らが当該誓約書で誓約した事項は、当社らがこれまで適時開示(当社適時 開示(8/6)、当社適時開示(8/17)、当社適時開示(8/26)、当社適時開示(8/31))及び当社 らが東京機械製作所との面談時において御説明した、当社らの考えを整理して誓約事項と してまとめたものであり、当該誓約書で初めて言及した内容ではなく「唐突に」「送付」「公表」したものでもございません。

また、東京機械製作所は、当社らが「10月5日になって、現時点では取締役の派遣や重要提案行為等をする予定がないとしつつ、」「変更報告書等で記載していた「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」という保有目的に関し、「①「支配権の取得」とは、議決権の過半数の取得(即ち、子会社化)を意味しており、当社の子会社化も見据えて当社株式の大量買集めを進めてきた、また、②「現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」とは、その各変更報告書提出時点において発行者に取締役候補者を派遣することを予定していないだけであり、支配株主として、現経営陣に対して経営指標(KPI)を設定し、これを達成することができなければ、株主総会の議決権行使=取締役の人事権(選解任権)を行使することを意味する、といった主張を展開するに至っており」「従前、アジアインベストメントファンドらが変更報告書やその他の開示書類において開示してきた内容と、その実質的趣旨が大きく異なっているものと思われ」るなどと論難しています。

まず、東京機械製作所は裁判手続における当社らの主張内容を一方的かつ無断で開示していますが、そもそも、東京機械製作所から当社らに対して、裁判記録について主張書面、証拠等を含めてホームページに掲載する行為をしないようにと申入れをしてきた経緯があることを明らかにさせていただきます。当社らは東京機械製作所からの申入れを受け入れて、裁判手続における双方の主張内容等を公開すること控えておりましたが、東京機械製作所の上記開示は自らの申入れに基づく合意を一方的に反故するものであって、当事者間の信頼関係を損なわせるものという他ありません。

また、この点を措くとしても、当社らが、各変更報告書に記載した「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」という保有目的は、当然ながら、東京機械製作所の現経営陣に対して無条件に債務者の経営を委ねることを意味するものではなく、現経営陣がどんなに不合理な経営をして例えば赤字を垂れ流したとしても未来永劫その地位を保障するというものでもありません。当社らは、東京機械製作所に対し、これまでも、支配株主として、現経営陣に対して経営指標(KPI)を設定し、これを達成することができなければ、株主総会の議決権行使、すなわち取締役の人事権(選解任権)及び報酬決定権を行使することを説明しております。東京機械製作所の開示は、当社らの開示内容を曲解し、東京機械製作所の株主の皆様の判断を歪めようとしているものと言わざるを得ず、当社らは遺憾を表明いたします。

(2) 東京機械製作所が当社らの質問状に回答しないこと

当社らは、当社開示(10/1・質問状)でお知らせしましたとおり、東京機械製作所に対して質問状(以下「ADC質問状」といいます。)を送付しております。これに対して、東京機械製作所は、TKS開示(10/11・対話状況)において、「これらについて逐一、当社として真摯に回答をするべきものであるとは認識しておりません」などと述べて、質問事項への回答

を拒否し、あるいは、質問に真正面から回答せずはぐらかした説明に終始しており、当社らが東京機械製作所から受けた質問に対して真摯に一問一答で真摯に回答しているのとは対 照的です。

また、東京機械製作所は、当社らが再三にわたって求めているにもかかわらず、未だに具体的事業計画等を開示していません。

東京機械製作所の経営陣におかれては、本株主意思確認総会の前までに、具体的な期限を設定した上で、具体的事業計画等を開示し、かつ、ADC 質問状記載の質問事項に対して客観的な資料・根拠を添えて具体的に御回答いただくように求めます。

以上